

## 前回(第6回)委員会の後日提出意見

・前回(第6回委員会)委員会後に提出された意見の全文を記載しています。

(注)意見中のページ番号は、前回(第6回委員会)資料のものです。

### 次期計画の基本理念について

● 会議中にも話題になっていた「住み慣れた地域」の表現ですが、私自身が調布市には住み慣れています。子どもの成長に伴い市内の違う地域へ引越したため、同じ調布市でも住み慣れた地域ではなくなりました。「地域」という言葉がたくさん使われていますが、調布市という大きな地域の事を示しているのか、障害福祉課の地区担当は小学校の学区で区分されていると認識しているので、「地域」というのが、学区の事なのか、別の区分があるならば、いくつあるのか、その説明は必要ないのかと思いました。

● 資料2の裏面の理念の中にある切れ目のない支援で最も途切れやすい幼少期・学齢期(中・高校卒業後)から成人期において、教育機関との連携は大変重要かと思っていますが、この策定委員会には調布市立小中学校にかかわる委員がいません。次回のテーマ別検討では子ども期で教育関連の担当者の意見を聞くことは可能でしょうか。

⇒(事務局回答)各テーマ別検討においては、市の関係部署で構成する「調布市障害者総合計画策定庁内連絡会」を通じて、各部署担当者への意見照会や現況・課題確認等を行って議事に臨んで参ります。庁内連絡会には、教育分野からは指導室が参加しています。

### 相談支援体制について

● 相談支援に関しては、私自身が知的障害者相談員なのですが、実際に相談がある方は知的な遅れのない児童、生徒の保護者の方が多くなっています。名称の変更は考えていますか？

⇒(事務局回答)知的障害者相談員は、知的障害者福祉法第15条の2に基づき設置するものであり、名称も同条において定められているため、現在市において変更する予定はありません。

● 知的障害者相談員、身体障害者相談員について

当事者相談員として、親の会では、複数の相談員登録者が、個室をとって(総合福祉センター、

たづくりなど) 相談者と初回 2 時間半程度、お話しするのが通常です。

相談者は、何を相談していいかわからない「相談にまだ結びついていない人」か、または、「ほぼあらゆる相談機関にかかわりながら、解決しないまま、どことも切れかけている人」のどちらかであることが多いです。

どちらのかたも、ご自分の相談したいポイントを明確に自覚しておられない場合が多く、それを当事者感覚と経験で整理して、この件はこの相談先、とふりわけるところまでやると、二時間以上は必要になります。

ここには二つの大きなポイントがあると思います。

ひとつは、部課横断的に相談を受けてくれる人が、市内の相談機関に少ないようだ、ということ。

もうひとつは、当事者であるからこそ、「どこが苦しいのか」「どうしてほしいのか」に、たどりつきやすい、ということです。

なので、市民としての希望は、分野をひとつに限定しない、横断的な知識を持っている、しかも、過去の相談事例をたくさん知っており、当事者の気持に近いところにいる相談員がおられる、ワンストップ相談窓口がほしい、ということです。

特に、障害児の場合、福祉と教育、両方の分野に通じている相談員が本当に少ないので、相談者が混乱したり、相談してもじっくりこない、ということも起こりえます。

同時に、知的・身体相談員は、通信・交通費の補助を月あたり 3000 円程度いただいているものの、その稼働時間や経費を考えると、実質は赤字で、ボランティア活動です。

そこを公の相談機関で担っていただけるか、またはもう少し仕事に近い感じで取り組める設定にしていただけると、よりありがたいと思います。

- 子ども発達センターでは昨年から発達相談コーディネーターの配置をしていますが、前回の資料には記載がありませんが、親の会で一昨年度要望し、早々に配置された大変期待度の高い相談支援とっていますが、重層的相談支援体制には入らないのでしょうか？

⇒ (事務局回答) 重層的相談支援体制については、子ども発達センターの相談支援事業を全て包含するものとお考え下さい。そのため、発達相談コーディネーターについても含むものとなります。

- 「令和 5 年 4 月から、調布市がゆうあい福祉公社に委託をし、「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置しております。こちらはヤングケアラーを支援するうえで様々な機関と連携する必要があることから、子ども若者地域支援ネットワークの構成機関に追加してほしい旨の申出がありました。

子ども若者総合支援事業の地域支援ネットワーク会議には、様々な関係機関が名をつらねていますが、親の会も、相談機関の一つとして、この会議に参加しています。具体的には、たとえば、教育相談所や、すこやか、ここあから紹介されてお母様とお会いしたり、教育委員会、すこやか、または、ここあの相談員と、親の会相談員とお母さま、三者で面談することもある、などです。こうしたことを、親の会では、年間、何回か行っていて、紹介されてくること

も増えました。

そこで今回お伝えしたいのは、ゆうあい福祉公社に委託している、という「ヤングケアラー・コーディネーター」です。高齢者のケアをしている若者もおられるでしょうけれども、障害のあるきょうだい、父母など家族のケアをしている小学生以上の若者が、ヤングケアラーの中には多数、含まれていると思います。このあたりを「調布市」として把握し、計画の中に書き込んでいただくことはできないでしょうか。今回、「若者」という位置づけでの施策化なのかな、とは思いますが、障害の分野でも、この相談窓口を熟知し、相談に来たかたに紹介し、支援につなげていただきたいと思います。

⇒（事務局回答）ヤングケアラー・コーディネーターの設置、取組との連携についても、相談支援分野において計画への記載を検討して参ります。